

医療費控除を受けられる方へ

重要なお知らせ

- 平成29年分の確定申告から、セルフメディケーション税制が創設されました。通常の医療費控除との選択適用となります。
- 平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付又は提示は不要となりました。
※平成31年分の確定申告までは、明細書の添付に代えて、領収書の添付又は提示によることもできます。
- 明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保存する必要があります。

I 医療費控除

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、平成29年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

この医療費控除を受けることを選択した場合、「II セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を受けることはできません。また、更正の請求又は修正申告において、選択を変更することはできません。

$$\left(\text{平成29年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補填される金額} \right) - \left\{ 10\text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の方は所得の合計額の5\%} \end{array} \right) \right\} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

○ 医療費控除を受けるための手続

確定申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。医療費の領収書について、確定申告書への添付又は確定申告書を提出する際の提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、税務署から医療費の領収書（医療費通知（※1）に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知（※1）がある場合は、医療費通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。

- ※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
- ※2 経過措置により、平成 29 年分から平成 31 年分までの各年分の確定申告については、明細書の添付に代えて、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

○ 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるものの例	控除の対象に含まれないものの例
◆ 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ◆ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ◆ 助産師による分べんの介助の対価 ◆ 医師等による一定の特定保健指導の対価 ◆ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	◆ <u>医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用</u> ・通院費 ・医師等の送迎費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの（※1） ◆ 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価（※2）	◆ 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ◆ 健康診断の費用 ◆ タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。） ◆ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ◆ <u>治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用</u>
◆ 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	◆ 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	◆ 親族に支払う療養上の世話の対価
◆ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	◆ かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ◆ 医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	◆ 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用（疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。）
◆ 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	◆ 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	◆ 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

- ※1 「おむつ使用証明書」などの各種証明書等は、確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- ※2 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価についての医療費控除の取扱いは、国税庁ホームページをご確認ください。

II セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（平成 29 年分以降）

申告する方が健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合、その方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために平成29年中に支払った特定一般用医薬品等購入費（※）がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除の特例として所得金額から差し引くことができます。

このセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることを選択した場合、「I 医療費控除」（通常の医療費控除）を受けることはできません。また、更正の請求又は修正申告において、選択を変更することはできません。

- ※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費をいいます。
- なお、特定一般用医薬品購入費であっても、それが治療や療養に必要な医薬品の購入の対価であれば、通常の医療費控除を受けることを選択した場合は、医療費控除の対象となります。

$$\left(\text{平成29年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額} - \text{保険金などで補填される金額} \right) - 1\text{万2千円} = \text{セルフメディケーション税制による医療費控除額 (最高8万8千円)}$$

○ セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるための手続

- 確定申告書を提出する際に、
- ① 「セルフメディケーション税制の明細書」の添付
- ② 適用を受ける年分において、申告する方が一定の取組を行ったことを明らかにする書類（※1）の添付又は提示が必要となります。

また、医薬品等の領収書の添付又は提示は必要ありませんが、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、税務署から医薬品等の領収書の提示又は提出を求める場合があります。

- ※1 一定の取組を明らかにする書類とは、①氏名②取組を行った年③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称、又は取組に係る診察を行った医療機関の名称・医師の氏名の記載があるもので例えば次の書類です。
- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
 - ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
 - ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
 - ・特定健康診査（いわゆるメタボ健診）の領収書又は結果通知表
 - ・人間ドックやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表
- （注）結果通知表は、健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをした写しで差し支えありません。取組を行っているものの、上記書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先又は保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。
- ※2 経過措置により、平成29年分から平成31年分までの各年分の確定申告については、明細書の添付に代えて、医薬品等の領収書の添付又は提示によることもできます。

○ 控除対象となる特定一般用医薬品等購入費の範囲

控除対象となる医薬品は、購入した際の領収書にセルフメディケーション税制の対象であることが表示されています。

具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp）に掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

- ※ 健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用は、控除の対象になりません。

III 保険金などで補填される金額（I・II 共通）

次のようなものは、支払った医療費等から差し引きます。

- (1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- (2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金
- 例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など
- (3) 医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) 任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金

- ※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。
- ※ 保険金などで補填される金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。
- 後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が少ない場合）の手続により訂正することとなります。

ご不明な点がございましたら、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

領収書の表示例		
国 税 薬 局		
虎ノ門店 TEL: 03-*****		
東京都千代田区麩が間*****		
■ 領収書 ■		
2017年4月1日(土) 12:00		
★ゼイムEX		¥1,273
★ツツヤワ		¥760
★ハンドソープ		¥298
★カクティ胃腸薬MN		¥891

小計 4点		¥3,222
合 計		¥3,222
内消費税		¥238
お預り		¥4,000
お 釣 り		¥778

★印はセルフメディケーション税制対象商品です		

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

作成コーナー

検索

- 青色の番号を付した金額などを申告書の同じ番号を付した欄に転記します。

平成 29 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏 名 国税太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(4)を記入します。
※医療費通知が発行する医療費の額を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
56,753 円	52,600 円	

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」にともなえて記入することができます。上記1に記入したものに付しては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税太郎	〇〇病院	診療・治療 医薬品購入	250,000 円	200,000 円
"	〇〇薬局	診療・治療 医薬品購入	5,000 円	
"	JR-〇〇バス	診療・治療 医薬品購入	2,000 円	
国税花子	〇〇病院	診療・治療 医薬品購入	40,400 円	
国税一郎	特別看護老人ホーム 〇〇〇	診療・治療 医薬品購入	150,000 円	

2 の 合 計 447,400 円 200,000 円

医療費の合計 A 500,000 円 B 200,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費(※6)	保険金などで補填される金額(※7)	差引金額(※8)	所得金額の合計額(※9)	所得金額の合計額(※9)×0.05	所得金額の合計額(※9)×0.05と10万円のいずれか少ない方の金額	医療費控除額(※10)
500,000 円	200,000 円	300,000 円	4,920,000 円	246,000 円	100,000 円	200,000 円

4 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容 (2) 発行者名

〇〇産業株式会社

5 特定一般用医薬品等購入費の明細

「薬局などの支払先の名称」にともなえて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
〇〇薬局	〇〇頭痛薬、〇〇胃腸薬、〇〇点鼻薬	5,600 円	
△△ドラッグストア	〇〇絆創膏、××おしめ、××絆創膏	18,000 円	
"	〇〇解熱鎮痛薬、〇〇鼻点カサセル		
△△薬局	××頭痛薬、〇〇点鼻薬、〇〇クリーム	6,200 円	

6 控除額の計算

支払った金額(※11)	保険金などで補填される金額(※12)	差引金額(※13)	所得金額の合計額(※14)	所得金額の合計額(※14)×0.05	所得金額の合計額(※14)×0.05と10万円のいずれか少ない方の金額	医療費控除額(※15)
29,800 円	3,800 円	26,000 円	17,300 円			

〈参考〉セルフメディケーション税制を受ける場合は、明細書が異なります。

平成 29 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

氏 名 国税太郎

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容 (2) 発行者名

〇〇産業株式会社

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

「薬局などの支払先の名称」にともなえて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
〇〇薬局	〇〇頭痛薬、〇〇胃腸薬、〇〇点鼻薬	5,600 円	
△△ドラッグストア	〇〇絆創膏、××おしめ、××絆創膏	18,000 円	
"	〇〇解熱鎮痛薬、〇〇鼻点カサセル		
△△薬局	××頭痛薬、〇〇点鼻薬、〇〇クリーム	6,200 円	

3 控除額の計算

支払った金額(※16)	保険金などで補填される金額(※17)	差引金額(※18)	所得金額の合計額(※19)	所得金額の合計額(※19)×0.05	所得金額の合計額(※19)×0.05と10万円のいずれか少ない方の金額	医療費控除額(※20)
29,800 円	3,800 円	26,000 円	17,300 円			

給与所得者の医療費控除用の記載例

(この記載例は、給与所得について年末調整を受けた方が、医療費控除を受ける場合の申告書の書き方の例です。他に申告する所得のある方や医療費控除以外の各種控除額が年末調整を受けたものと異なる方は、「確定申告の手引き 確定申告書A用」又は「確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。)

確定申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

〇〇 税務署長 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 (又は居所) 〇〇市△△町×-××-×

氏 名 国税太郎

性別 男 年齢 35 歳

生 年 月 日 3 月 5 日

電 話 番号 〇〇-××××-××××

整理番号

1 収入金額等

2 所得金額

3 所得から差し引かれる金額

4 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

5 給与

6 雑給

7 公的年金等

8 雑給

9 配当

10 一時所得

11 合計

12 社会保険料控除

13 小規模企業共済等掛金控除

14 生命保険料控除

15 地震保険料控除

16 寡婦・寡夫控除

17 障害者・障害者控除

18 配偶者(特別)控除

19 扶養控除

20 基礎控除

21 雑損控除

22 医療費控除

23 寄附金控除

24 合計

25 課税される所得金額

26 上の②に対する税額

27 配当控除

28 (特定増収等)区分

29 住宅ローン等特別控除

30 政党等寄附金等特別控除

31 住宅ローン等特別控除

32 災害減免額

33 所得税及び復興特別所得税の額

34 外国税額控除

35 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

36 納税の金額

37 配当者の合計所得金額

38 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

39 申告期限までに納付する金額

40 延納届出額

41 還付される税金

42 銀行・組合

43 郵便局名等

44 口座番号

45 記号番号

赤字の場合は「0」と記入します。

4

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所 〇〇市△△町×-××-×

氏 名 国税太郎

氏 名 (フリガナ) コクセイ タロウ

職 名 営業課長

1 支払金額

2 給与所得控除後の金額

3 所得税の額

4 源泉徴収税額

5 給料・賞与

6 控除対象配偶者

7 配偶者特別控除の額

8 控除対象扶養親族の数

9 16歳未満扶養親族の数

10 障害者(本人を除く)の数

11 非居住者の数

12 中途就・退職

13 受給者生年月日

14 支払者

15 住所(居所)又は所在地

16 氏名又は名称

17 電話番号

○ 「給与所得の源泉徴収票」は、原本を添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出しなければなりません。

平成29年分 所得税の税額表〔求める税額＝A×B－C〕

①課税される所得金額	②所得税の税率	③控除額
1,000円から1,949,000円まで	0.05 (5%)	0円
1,950,000円から3,299,000円まで	0.1 (10%)	97,500円
3,300,000円から6,949,000円まで	0.2 (20%)	427,500円
6,950,000円から8,999,000円まで	0.23 (23%)	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	0.33 (33%)	1,536,000円
18,000,000円から39,999,000円まで	0.4 (40%)	2,796,000円
40,000,000円以上	0.45 (45%)	4,796,000円

《計算例》 「課税される所得金額」が2,211,000 円の場合の税額
2,211,000 円 × 0.1 - 97,500 円 = 123,600 円

- ③5欄には、「③4の金額（基準所得税額）×2.1%」の金額を記入します。
《計算例》 ③4の金額が123,600 円の場合の復興特別所得税額
123,600 円 × 0.021 = 2,595 円 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)

平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 〇〇市△△町×-××-×

氏 名 国税太郎

1 所得から差し引かれる金額に関する事項

2 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

3 所得の種類

4 所得の生ずる場所

5 収入金額

6 必要経費等

7 所得税及び復興特別所得税の額

8 外国税額控除

9 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

10 納税の金額

11 配当者の合計所得金額

12 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

13 申告期限までに納付する金額

14 延納届出額

15 還付される税金

16 銀行・組合

17 郵便局名等

18 口座番号

19 記号番号

20 所得税及び復興特別所得税の額

21 外国税額控除

22 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

23 納税の金額

24 配当者の合計所得金額

25 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

26 申告期限までに納付する金額

27 延納届出額

28 還付される税金

29 銀行・組合

30 郵便局名等

31 口座番号

32 記号番号

33 所得税及び復興特別所得税の額

34 外国税額控除

35 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

36 納税の金額

37 配当者の合計所得金額

38 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

39 申告期限までに納付する金額

40 延納届出額

41 還付される税金

42 銀行・組合

43 郵便局名等

44 口座番号

45 記号番号

- 還付される税金の受取に当たって、振込みを希望する場合は次により記入します。
- 銀行等の場合は、銀行等の名称、預金種類（該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けます。）及び口座番号を記入します。
 - ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
- 〔他の金融機関との振込用の「店名(店番)」、「口座番号」は記入しないでください。また、記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。〕
- ※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。
- 預貯金口座の名称に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や、名称が旧姓のままである場合には、振込みできないことがあります。
- ※ インターネットバンキングは、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問合せください。
- ※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合は、受取を希望する郵便局名等を記入してください。

- 「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所・マイナンバー（個人番号）を記入します。
- 「別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所」欄には、控除対象配偶者・控除対象扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。
- なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合に、申告書第二表の⑫～⑭欄の記入を省略するときは、その別居している方のマイナンバー（個人番号）も記入します。
- 「配当に関する住民税の特例」欄には、「配当所得の金額(申告書第一表の③)」と「確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等」の合計金額を記入します。
- 「非居住者の特例」欄には、平成29年中の非居住者（国内に住所を有しない方等をいいます。）であった期間内に生じた国内源泉所得の金額のうち所得税及び復興特別所得税で源泉分離課税された金額を記入します。